



## (2) 神奈川区における地域福祉保健計画策定の過程と振り返り

### ① 第1期計画(平成17～21年度)

「誰もが住み慣れた地域で、安心して、心豊かに、いきいきと暮らす」ための計画として、平成16年度に「第1期神奈川区地域福祉保健計画」を策定しました。策定に当たっては、地区懇談会や関係団体懇談会、区民意識調査等から出された意見やデータをもとに、策定委員会で検討し区計画を策定しました。

地域におけるふれあい訪問や親子のたまり場づくり(すくすくかめっ子)などの取組が広がったほか、区では子育て支援拠点や地域ケアプラザなどの場づくりに取り組みました。一方で、高齢者、障害者など地域での支えあいを必要とする人が増え、「挨拶を交わす程度」のご近所づきあいから一歩進めた「お互いを支えあう」地域づくりが望まれました。

### ② 第2期計画(平成22～27年度)

第1期計画での取組を踏まえ、より身近な地域課題の解決に取り組むため、「地区連合」を基本とした21地区ごとの「重点課題」と「地域の取組」を「地域ケアプラザ・地域包括支援センター」のエリアにまとめ、「地域別計画」として策定しました。

また、地域別懇談会等で出された各地区に共通する課題や区を取り巻く状況から、「地域のつながり」「地域活動を支える仕組みと組織」「担い手づくり」「情報の共有と発信」の4つの柱に基づく「区全体計画」を策定しました。

第3期計画の策定にあたり、第3期横浜市地域福祉保健計画の推進の柱を踏まえて、3つの視点で振り返りを行いました。

#### 【3つの視点と振り返りの主な結果】

##### 視点1 地域の力を強くする基盤を作れているか

→(振り返りの結果)

- ・第2期計画から地域ケアプラザ単位での地域別計画を策定したが、着実な計画推進のために、継続して21地区で推進や進捗を話し合える場が必要。
- ・活動の場や活動助成等とあわせ、区、区社協、地域ケアプラザ等が連携して、活動支援を充実していくことも求められている。

##### 視点2 地域のつながりで、支援を必要とする人を必要な支援につなげることができているか

→(振り返りの結果)

- ・認知症の高齢者が増加しており、認知症への理解を進め、地域で見守り支えるための取組が必要。
- ・障害者を地域で見守る取組の検討が災害時要援護者支援をきっかけに始まっている地区があるが、取組を広げていくには障害に対する理解の促進が必要。
- ・児童虐待などに対する地域関係者や区民の意識を高め、早期発見、早期対応に少しでも多くつないでいくことが求められている。

##### 視点3 新たな担い手となる人材の発掘や既存の人材育成などの支援ができているか

→(振り返りの結果)

- ・地域づくりデビュー講座等から地域のボランティアにつながった例もあるが、担い手の不足はこの地域も課題となっており、効果的な支援の方法を検討することが必要。
- ・民生委員・児童委員等、現在活動している地域人材を支援する仕組みも必要。

これらの振り返りの結果と合わせ、横浜市の重点施策である健康寿命の延伸を目指した取組の推進や\*地域包括ケアシステムのさらなる推進、\*生活困窮者自立支援制度の創設等、第2期計画策定後に加わった新たな視点も取り入れながら、平成26～27年の2年間をかけて第3期計画の策定に取り組みました。

### (3) 地域福祉活動計画との一体的な策定・推進について

区社協では、地域住民と協力して、住民同士のつながりや支えあいの活動を支援するため、「区地域福祉活動計画」を策定・推進してきました。

「神奈川区地域福祉活動計画(平成24年度～27年度)」は、平成22年度に策定された「第2期神奈川区地域福祉保健計画」と基本理念、推進の柱、目標等について共通の視点を持って策定され、地域課題の解決に向けた取組が行われてきました。

これらの計画は、いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、「第3期神奈川区地域福祉保健計画」では、地域の皆さんにとって、よりわかりやすく、取り組みやすい計画となるよう、一体的に策定することとしました。

一体的に策定した計画の推進にあたっては、区、区社協、地域ケアプラザが地域の皆さんと協働で取り組んでいきます。

#### ● 神奈川区社会福祉協議会(区社協)

社会福祉法第109条に基づき設置された民間の社会福祉団体(社会福祉法人)です。区内の\*地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)、自治会町内会、民生委員・児童委員、ボランティアグループなど地域活動団体等との連携・協働により「誰もが安心、安全に暮らせる」「自分らしく参加できる」まちづくりを目指した活動を行っています。

##### 主な活動内容

- ① 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進(住民支えあいマップづくり、地区社協活動の推進、地域福祉団体等への助成など)
- ② 幅広い福祉保健人材の育成(ボランティア活動の推進、福祉教育の推進など)
- ③ 権利擁護の推進、高齢者・障害児者・子育て中の親・生活困窮者への支援(あんしんセンター、外出支援サービス事業など)
- ④ 福祉保健活動に関する相談支援、ネットワークづくりなど

#### ● 地域ケアプラザ ～身近な福祉保健の拠点～

誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域をつくっていくための拠点として、地域の福祉保健活動への支援や交流の場を提供しています。また、身近な場所で、福祉保健に関する相談の窓口となり、サービス等を総合的に提供する役割も担っています。

##### 3つの機能

- ① 地域活動交流  
活動の場の提供、地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり、ボランティア活動の担い手の育成
- ② 福祉や保健に関する相談・支援(地域包括支援センター)  
介護保険に関する相談・助言・調整、介護予防の取組、権利擁護、ケアマネジャーや事業者、地域関係者などとの支援ネットワークの構築
- ③ 福祉サービス・保健サービス  
高齢者デイサービス等